明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕

○鉱山保安法施行規則及び鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令（**経済産業**二八）　一

〔告　示〕

○平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件（**中央選挙管理会**七）　一

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**三二）　二

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**同**三三）

○日本国に帰化を許可する件（**法務**一九五）

○円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**一八二）

○保安林の指定をする件（**農林水産**一六四〇～一六五〇）　三

○農薬を登録した件（**同**一六五一、一六五二）

○農薬を再登録した件（**同**一六五三）

○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（**同**一六五四）

○電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件（**経済産業**一四一）　五

○講習等の実施機関から国土交通大臣への変更届出の件（**国土交通**五〇八～五一一）

○サンルダムの建設に関する基本計画の一部を変更した件（**同**五一二）　七

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**同**五一三、五一四）

○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（**観光庁**一一）　八

○道路に関する件（**東北地方整備局**一四三）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（**関東地方整備局**二六七）　九

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名等を変更した件（**中部地方整備局**一二〇）

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕

内閣　財務省　一〇

〔叙位・叙勲〕　一二

〔資　料〕

閣議決定等事項　一二

〔公　告〕

諸事項

**官庁**

農用地整備事業の工事完了、特定地域整備事業の工事完了関係　二

**裁判所**

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二三

**会社その他**　二九

## 省　令

### ○経済産業省令第二十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十五年環境省令第三号）の施行に伴い、並びに鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第八条及び第十二条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、鉱山保安法施行規則及び鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月二十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

鉱山保安法施行規則及び鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令

（鉱山保安法施行規則の一部改正）

**第一条**　鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一備考2中「第一条の二第五十三項」を「第一条の二第十五項」に改める。

（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部改正）

**第二条**　鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成十六年経済産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三備考2中「第一条の二第五十三項」を「第一条の二第十五項」に改める。

**附　則**

この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の施行の日（平成二十五年六月一日）から施行する。